# 明治大学校友会日野地域支部会則

# 第1章 総 則

## (名 称)

第1条 本会は、明治大学校友会日野地域支部と称する。

## (地位)

第2条 本会は明治大学校友会会則第3条の規定に基づ き設置された東京都多摩支部(以下「上位支 部」という。) に属する地域支部である。

## (目的)

第3条 本会は、明治大学を賛助し、明治大学校友会本部(以下「本部」という。)の実施する事業並びに上位支部活動に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

## (事務所)

- 第4条 本会の事務所は、地域支部長の居住所若しくは 地域支部長が指定する所に置く。
  - 2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役 員名簿、議事録等を備える。

## (事業)

- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 上位支部との連携による大学賛助のために必要な事業
  - (2) 本会振興のために必要な事業
  - (3) 地域社会に対する PR と貢献
  - (4) 会員名簿、会報等の発行
  - (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

# 第2章 会 員

#### (構成員資格)

- 第6条 本会は、次の各号に規定する会員により構成する
  - (1) 本部会則第5条の規定に定める会員資格を有す る者(以下「校友」という。)で東京都内の本 会所管行政区域(以下「所管区域」という。) に居住する者
  - (2) 本部会則第6条第1項但し書きの規定に基づき、 所管区域に所在する勤務地に所属を変更した者
  - (3) 本部会則第7条の規定に基づく所管区域出身の 在学生を、本会の準会員として本会の活動に参 加させることができる。

## (所管区域)

第7条 前条第1項に規定する本会の所管区域は、 東京都日野市内とする。

# 第3章 役員等

#### (役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1)	地域支部長	1名
(2)	地域副支部長	若干名
(3)	地域支部幹事長	1名
(4)	地域支部副幹事長	1名
(5)	地域支部幹事	若干名
(6)	地域支部会計	2名
(7)	地域支部監事	2名

## (選出)

- 第9条 地域支部長、地域副支部長及び地域支部幹事 は会員総会(以下「総会」という。)で選任 する。
  - 2 地域支部幹事長及び地域支部副幹事長は、地域支部長が指名し総会の承認を得るものとする。
  - 3 地城支部幹事、地域支部会計は地域支部長が指名し、総会に報告するものとする。

## (任期)

第10条 役員の任期は、 地域支部総会から2年とする。

#### (顧問・相談役)

第11条 本会に顧問・相談役を役員会承認により置くことができる。

# (役員の職務)

- 第12条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 地域支部長は、地域支部を代表し、地域支部の会務を総括する。
- (2) 地域副支部長は、地域支部長を補佐し、地域支部 長に事故あるときは、地域支部長が予め指名した 順位により、地域支部長の職務を代行する。
- (3) 地域支部幹事長は、地城支部の会務を掌理し、 幹事を総括する。
- (4) 地域支部副幹事長は、地域支部幹事長を補佐し、 地域支部幹事長に事故あるときはその職務を代 行する。
- (5) 地域支部幹事は、役員会の決定に従い地域支部の 会務の処理にあたる。
- (6) 地域支部会計は、地域支部の会計を司る。
- (7) 地域支部監事は、地域支部の会計監査及び各役員の業務執行状況を監査し、総会に報告する。

# 第4章 会 議

#### (総 会)

- 第13条 本会は、毎年1回定時総会を開催する。 必要がある場合は、 臨時にこれを開催する。
  - 2 総会は、地域支部長が招集し、議長となる。
  - 3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否 同数のときは議長の決するところによる。

## (役員会)

- 第14条 役員会は、総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議・決定する。
  - 2 役員会は、全役員をもって構成し、必要に応じ、地域支部長が招集する。

# 第5章 事業年度・会計等

## (事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月 31日までとする。

# (会費)

第16条 会員は、会費として年額3千円を支部に納入するものとする。

#### (経費の支弁)

第17条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

## (事業計画・報告及び予算等)

- 第18条 地域支部長は、翌年度の事業計画書及び予算書並びに当年度の事業報告書及び決算書を毎年4月末までに作成し、地域支部監事の監査を受け、地域支部役員会の議を経て確定し、直後に開催する地域支部総会において、これらの承認を得なければならない。
  - 2 地域支部長は、地域支部会則の変更、地域支 部役員の交代、総会の開催等、地域支部運営 に関する重要事項について、その都度上位支 部の支部長に報告するものとする。

## 第6章 その他

## (賞 罰)

- 第19条 地域支部長は本会のため特に功労があった会 員を、総会の同意を得て表彰することができ る。
  - 2 地域支部長は、次の会員を、総会出席者の3 分の2以上の同意により、 懲戒し又は会員資 格を停止することができる。

- (1) 本部会則第48条第2項の規定の適用により会員資格の停止を受けた者
- (2) 本会の会則に著しく違反した者
- (3) 本会の名誉を著しく汚す行為があった者
- (4) 会員たる面目を著しく失墜する行為があっ た者

## (変更の届出)

第20条 会員は氏名、住所、職業及び動務先を変更 したときは、遅滞なく本会に届け出るもの とする。

#### (会則の改正)

第21条 この会則の改正は、総会において出席者の 3分の2以上の同意を得なければならな い。

#### (規定の優先)

第22条 この会則に定める規定が、本部会則又は上位支部会則の規定に抵触する場合は、本部会則及び上位支部会則がこの会則に優先する。

# (規定の解釈)

第23条 この会則に定めのない事項については、総 会の議を経て決定する。

# (解散)

- 第24条 本会は、当該会員総数の3分の1が出席し その4分の3以上の同意により解散する。
  - 2 前項による解散が完了したときは、地域 支部長は、遅滞なく解散に関する総会の議 事録を添えて上位支部の支部長に屈けな ければならない。

# 附則

この会則は、平成21年5月24日から施行する。 (平成22年5月23日 一部改定)